

森戸 よう子 東町5-14-10
042 (383) 0514
水上 ひろし 緑町1-6-7-101
042 (301) 9521
たゆ 久貴 貢井北町1-25-7-4-101
042 (203) 1362



2024年 5月 26日

No. 1929

●発行 しんぶん小金井社
[連絡先] 長谷川 博道
TEL 070 (6666) 7717
メール: jcpkoganei@gmail.com

**市庁舎等建設「現行案」か「見直し案」か
住民投票求める直接請求署名は25日まで!**

市庁舎等建設に関して、
「現行案」か「見直し案」
かを問う住民投票実施の
ための住民投票条例制定
求める直接請求運動は、
5月25日（土）までとな
りました。

連日、駅頭やスーパー
前などで署名活動が行わ
れ、最終盤にむかって署
名数が大きく伸びていま
す。20日（月）には、街
頭だけで100筆の署名
が寄せられました。「チ
ラシを見て署名しに来た」
と署名する方、「庁舎は
早く建てた方がいい」と
言っている方も、「大震
災の際、新福社会館は揺れる耐震
構造、庁舎は揺れを
吸収する免震構造と
違う構造が一つの建
物として建設するのはおかしい」
と建設するの

コストを減らして、税金
の使い方を考えた方がいい
などと署名が広がっています。

直接請求の成立には、
有権者の50分の1、約2
100筆の署名が必要で
す。直接請求が成立する
と、7月に市長が臨時会
を開催し、「住民投票条
例案」を意見を付して提
出します。



厚生労働省は、2024年度「生活保護実施要領等」の改定で、生活保護問答集に「自立助長の妨げとなる借家等に居住する者への助言等について」の項目が追加されました。このサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求、通帳・身分証明書を取り上げられるなどの不当な行為が認められる場合、被保護者の自立の

助長を阻害する状況により、転居が適当と判断した場合には、適切な居住環境への転居を促すなど、必要な支援をされたい」としています。

「貧困ビジネス」の疑いが指摘されるゲストハウスから、劣悪な住環境への転居を利用す

る方から、劣悪な住環境などの問題から転居の相談が日本共産党に寄せられてきました。しかし市は、保護費からの転居に応じます。

ゲストハウス等から「転居の必要な支援」を改定

国が生活保護の「問答集」を明記

市議会議員有志で東京都に「優先整備2路線の見直し・中止を求める申入れ」

都政と市政を語るつどい
「大問題の小池都政、希望ある都政に転換を&市政で果たす日本共産党の役割」
(とき) 5月26日(日) 午前10時開会

(ところ) 上之原会館
AB会議室

(お話)
アオヤギ有希子都議
日本共産党市議団
◆主催◆

小金井市日本共産党後援会

042 (384) 3255

案します。住民投票の実施には、議会の議決が必要です。
「会」は最後まで署名を集め、「見直し案」への世論を大きく広げよう

と連日奮闘しています。
◆署名の集約◆
5月26日(日)・10
12時、上之原会館に集め
た署名簿を届けてください。

数年前から、生活保護を利用する方から転居の相談が数多く寄せられてきました。風呂・トイレ・台所が共用で居室の壁も薄く音が筒抜け。住環境の劣悪さなどの理由です。最近の相談では、通帳やマイナンバーカード、印鑑などが施設に取り上げられ、施設入居時から借金が発生し「借金ゾケ」ともいうべき状態で自立もままならないなど、信じがたい状況です。

この間、転居を市に請しても、市は、「一般的の賃貸アパートと同じ、特別な場合以外は保護費での転居は認められない」と応じてくれません。

「反貧困ネットワーク」の方などと一緒に市と懇談したり、議会で改善を求めてきました。今回ようやく一步前進。しかし改善は始まつたばかり。弱者から搾り取るような「貧困ビジネス」は根絶すべきです。憲法25条に基づく国民の権利にふさわしく改善を求めていただきたい。（水上 ひろし）

東町5-14-10
042 (383) 0514

緑町1-6-7-101
042 (301) 9521

貢井北町1-25-7-4-101
042 (203) 1362

URL <http://www.jcpkoganei.com/>

日本共産党小金井市議団 検索

※裏面、優先整備2路線の見直し・中止を求める申入れなどを掲載



写真：都に申し入れる市議有志